

## 2019年度の編入学受付について

2019年度の編入学を下記の要領で受け付けます。

### 1. 編入学願書の提出

- ① 受付時期 : 編入学願書は随時、受け付けております。  
※ただし、各学期始業式からの編入を希望される場合、長期休暇に入る前に願書をご提出ください。
- ② 受付方法 : 学校ウェブサイト (<http://www.sjsed.usg>) にてオンライン受付。または、学校ウェブサイトダウンロードした願書を各校事務室へ持参。  
(事務室での受付時間: 土日祝日を除く平日の午前9時~午後4時)  
※願書を事務室へ持参された場合、願書受理審査にお時間をいただくため、願書提出当日のお支払いはお受けできません。お支払い手続きに再度ご来校いただく必要があります。
- ③ 必要書類 :
  - 1) 保護者の労働許可証 (EP) コピー
  - 2) 日本人会会員証 (Ordinary) コピー
  - 3) 児童生徒のパスポート (顔写真のあるページ) コピー
  - 4) 児童生徒の就学可能な滞在許可証コピー (DP申請者については、DP申請時のPAレターから受付可)※上記書類が揃っていても、編入学の仮申込みはしていただけます。ただし、校納金お支払い時には、上記書類の提出が必要です。
- ④ 注意事項 : ※特別な配慮が必要な児童については、就学指導委員会で検討し受入の可否を決定します。特別な支援を要する児童は入級審査を受けずに編入学することはできませんので、必ず事前にご連絡ください。詳細はこちら <http://www.sjsed.usg/entry/#shien>  
※日本国内外において日本人学校で学んでいなかった児童・生徒については、編入学試験が必要です。試験の日程については、各校から個別に連絡します。(学校長期休暇中は、編入試験を実施しません。編入試験が必要な方は、編入希望日までに時間的余裕をもって願書を提出してください。)

### 2. 校納金のお支払い

願書の受理審査終了後、校納金のお支払い手続き案内を郵送、またはメールでお知らせします。

期限までに学校へお越しの上、校納金をお支払いください。

① お支払い期限 : **編入学希望日の3日前 (土日を除く。長期休暇中は別途期限を定めます)**

② お支払い方法 : **保護者が学校へお越しの上、小切手または現金でお支払いください。**

※初回の校納金お支払いは、銀行振込や小切手郵送では受付いたしません。必ずご来校の上、お手続きしてください。

※支払手続き終了後の編入学日の変更はできませんので、ご注意ください。

### 3. 注意事項

- ① 小学部は学区制を敷いており、居住地によりクレメンティ校かチャンギ校かが決まります。WEB上の「学区境界地図」および「通学バスのピックアップポイント」をご確認ください。
- ② 通学バスを利用される場合は、バス手続き (日本人学校協同組合の入会手続き) も同時にお済ませください。
- ③ 前在籍校から受け取った書類は、編入学初日に担任へご提出ください。
- ④ 日本を出国する前に必ず海外子女教育振興財団から教科書を受け取りお持ちください。  
詳しくは財団ホームページ (<http://www.joes.or.jp/kojin/kyokasho>) をご確認ください。
- ⑤ 児童・生徒のみの「単身留学」は認めていません。
- ⑥ お子様、通常の学級での指導に特別な支援が必要な場合や、他の児童・生徒の就学に妨げがあると認められた場合は、「シンガポール日本人学校 児童・生徒就学規則」第四章第7条第3項、4項および5項に基づき退学になる場合があります。
- ⑦ 編入学当日までに、就学可能な滞在許可証 (DP等) の提出が必要です。ただし、DP申請者については、MOM発行の Notification Letter でも通学は可能です。  
提出が確認できない場合は、校納金の支払いが終了していても通学はできませんのでご注意ください。